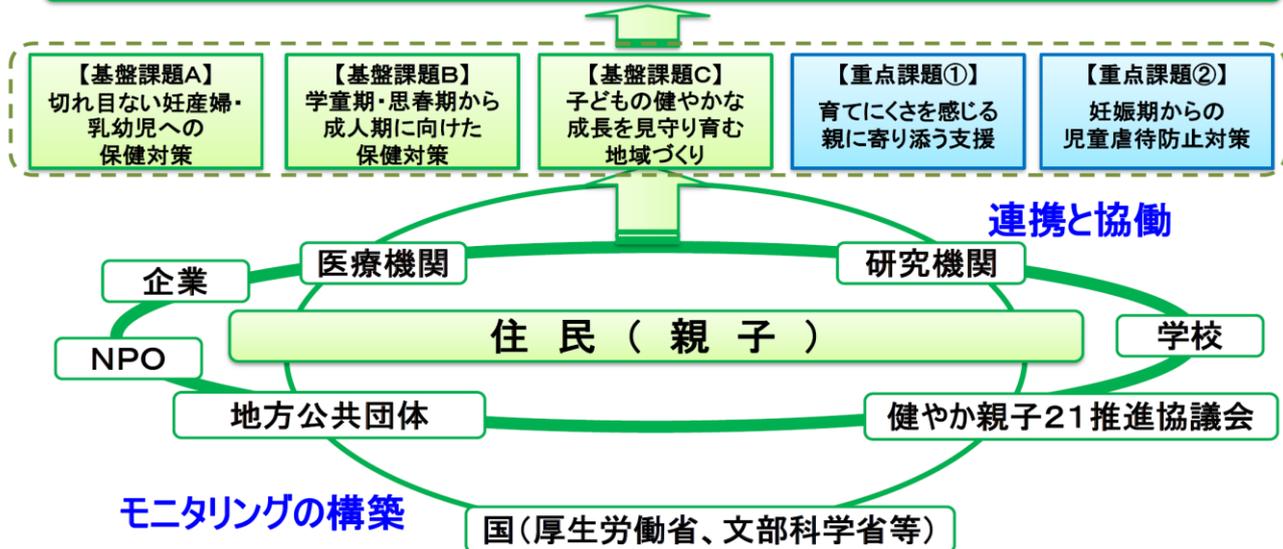


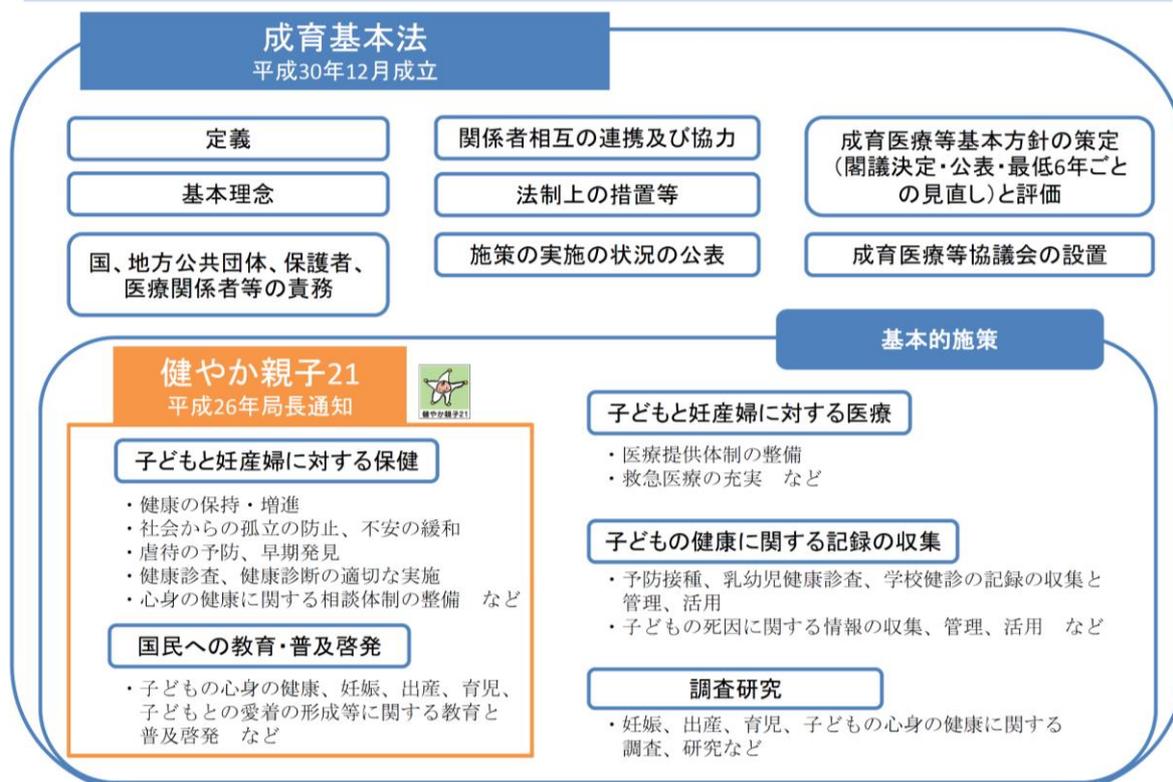
「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



成育基本法と健やか親子21の関係



加古川市 健やか親子21（第2次）計画
計画の体系

基本理念：すべての子どもが健やかに育つまち

子育て・健康支援

〈重点目標〉 育てにくさを感じる親に寄り添う支援、児童虐待防止対策の充実

〈取組の方向〉

育てにくさを感じる親への支援を充実します

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む環境づくり

関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を目指します

妊娠・出産・育児期に継続した支援を実施し、母子保健事業の充実を目指します

関係機関と連携して普及啓発を推進します

児童生徒自らが心身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組める環境整備に努めます

安全な子育て環境づくりに取り組みます

子育て世代の親を孤立させないような仲間づくりに取り組みます

育児不安や負担の軽減を図るための環境づくりに努めます

基本目標

取組の方向

※計画の基本目標として3項目、重点目標として1項目を設定し、それぞれの目標の達成に向けた取組を推進します。